大学病院分院の本会議への新規参加基準

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年11月15日制定

**1.　参加資格**

（1）大学医学部附属病院の分院であること

　　　大学医学部附属病院の正式な分院であり、全国大学病院輸血部会議への新規参加申請を病院長が承認していること。

（2）責任医師が任命されていること

病院内における輸血業務の全般について、実務上の監督及び責任を持つ医師が任命されていること。輸血責任医師は、日本輸血・細胞治療学会認定医であることが望ましい。

（3）輸血部(門)が設置されていること

輸血に関する検査と輸血用血液の請求・保管・払出し等の事務的業務も含めて保管管理を一括して行う輸血部門を設置し、責任医師の監督の下に輸血療法を実施していること。

（4）輸血専任技師が配置されていること

輸血業務全般（輸血検査と製剤管理を含む）についての十分な知識と経験が豊富な臨床検査技師が配置されていること。輸血専任技師は、認定輸血検査技師であることが望ましい。

（5）輸血医学教育を実践していること

　　　研修医、看護師などを対象とした輸血医学教育を実践していることが望ましい。

**2.　参加申請要領**

申請者は、全国大学輸血部会議のホームページに掲載されている「全国大学病院輸血部会議参加申請書」を作成し、全国大学病院輸血部会議事務局に送付する。該当する年度の全国大学病院輸血部会議において議案に取り上げ、参加承認について審議する。